

基本目標 I 安心して子育てできるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
こども・女性相談事業	令和6(2024)年度にこども家庭センターを設置し、児童福祉担当と母子保健担当が連携して妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う。 また、女性からの相談を受け、助言や情報提供又は関係機関へ繋げることで問題解決を図る。	こども相談課
こども計画推進事業	こども未来会議を開催し、こども計画及びこどもの権利条例を策定する。 また、こども会議を開催し、こどもの意見を聴取し、施策に反映させていく。	こども政策課
ひとり親家庭相談・自立支援事業	①母子父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯の自立した生活に向けた支援プログラムを策定する。 ②母子(父子)家庭の母親(父親)が自立のための適職に就くのに必要な場合、教育訓練の受講のため自立支援教育訓練給付金支給事業、高等職業訓練促進費等支給事業を行う。	こども政策課
遺児手当支給事務	みよし市に居住する18歳に達する年度末までの児童で、父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が規則で定める障がいの状態にある児童等である遺児を養育する者に、みよし市遺児手当を支給する。手当の額は、遺児1人につき月額2,500円とする。	こども政策課
児童扶養手当事務	児童扶養手当法に基づき、支給要件に該当する児童を監護する母、父又は養育者に児童扶養手当を支給する。受給者又は扶養義務者の所得に応じて一部支給停止または支給しない。 【手当額(月額)】第1子 45,500円～10,740円 第2子以降 10,750円～5,380円	こども政策課
児童発達支援事業	「よつば」定員20名で、療育の必要性が認められる3歳から就学前までの幼児一人ひとりに合わせた支援を行っている 「ふたば」保健センターとの連携により、発達に心配のある1歳から3歳までの就園前の乳幼児が親子通園し、心身の発達を促し、親子同士の交流を図っている	保育課
保育園運営事業	保育園及び小規模保育事業所で園児の保育を実施する事業 ①市立の保育園6園(直営) ②私立の保育園4園(民間) ③小規模保育事業所2園(民間) 通常保育及び特別保育の提供 民間の保育園には管理運営を委託し、国の委託料に加え市独自の補助を上乗せして支給している。	保育課
保育園整備事業	保育園の老朽化に伴う修繕や、計画的な備品の買い替えを行い、安全で安心して過ごせる保育環境を整備する。 空調機については、乳児室、保育室、事務室の老朽化した既設空調機を計画的に更新する。	保育課

基本目標 I 安心して子育てできるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
子育て支援センター運営事業	相談業務、親子ふれあいルーム、育児相談、保育園開放事業等を実施。 市内4箇所において支援センターを開設し、相談業務、親子ふれあいルーム、育児相談等を実施。また、子育て総合支援センター及びカリヨンハウス内に子育てふれあい広場の開設及び相談業務を実施。	保育課
児童手当支給事務	児童手当法に基づき、高校修了前の児童を養育する者に児童手当を支給する。 支給月額:3歳未満15,000円、3歳～高校修了前10,000円、第3子以降30,000円 ※第3子算定対象:大学生年代以下	こども政策課
妊産婦・乳児健康診査事業	母子健康手帳交付時に、妊婦・産婦健康診査受診票・乳児健康診査受診票及び妊婦・産婦歯科健康診査受診票を交付し、妊産婦・乳児の健康保持及び異常の早期発見・早期治療を図る。	こども相談課
乳幼児健康診査事業	未就学児に健康診査を実施し、病気の早期発見・治療(療育)につなげる。児の発達育児の専門的な助言の場とし、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・管理栄養士に加え、保育士・心理相談員を配置し実施する。健診の結果、要経過観察となった児に対し、事後指導につなげる。	こども相談課
発達支援教室事業	幼児健診等事後教室(名称:のびのび教室)としてスタッフ(保健師・心理相談員・保育士等)が、児の発達や関わり方について保護者の相談に応じる。	こども相談課
母子保健指導事業	パパママ教室、育児健康相談、すくすく教室、むし歯予防教室、わんぱく教室、こどもの料理教室、多胎交流支援事業、母乳育児相談、子育て自主グループ支援(依頼により)、健康教育(保育園、小中学校等)、母子訪問指導事業等を通し、子育て支援および母子保健指導事業を実施している。	こども相談課
不妊治療費助成金事業	市内に住所を有する夫婦に、不妊・不育治療の一部を助成する。不妊治療助成対象は、一般不妊治療費(保険診療分・保険診療外分)、生殖補助医療費(保険診療分・保険診療と併せて行った先進医療費分)とし、不育治療助成対象は、不育症検査及び不育症治療に係る診療費とする。	こども相談課
幼稚園支援事業	幼稚園児の健全育成をはじめ、教育振興のための事業推進及び教諭の資質向上を目的とした事業を実施する。	保育課
出産・子育て応援事業	妊娠届出時より妊婦や0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の継続的な面談、情報発信等を行うとともに、妊娠届出、出生届出を行った妊婦等に対し妊婦支援給付金を支給し、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する。	こども相談課

基本目標 I 安心して子育てできるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
家庭教育推進事業	ふれあいトライアングル:家庭・地域・学校の3者が連携して家庭教育を推進する。 (思春期)家庭教育学級開催事業:家庭教育の基礎となる保護者に対し、学習機会を提供する。みよし市PTA連絡協議会:市内小中学校PTA相互の情報交換のための協議会の運営・補助	学校教育課
子ども会等活動費補助事業	地区におけるこどもの健全育成と、児童福祉の増進に資することを目的に、子ども会、ジュニアリーダークラブ及び子育てクラブへ補助金を交付する。また、子ども会活動の助長とこどもの健全育成を図ることを目的に活動する子ども会育成連絡協議会の運営に対して補助金を交付する。	こども政策課
児童館等活動運営事業	児童館(13館)及び集会所内児童厚生施設(12館)を設置し、児童が安心して遊ぶことができる場を提供する。各施設に児童厚生員を配置し、児童館等行事を通じ、地域児童の育成及び指導を行う。	こども政策課
児童館等維持管理事業	平成29(2017)年3月にみよし市公共施設等総合管理計画が策定され、その計画に基づき個別施設計画を策定した。特に老朽化が著しい児童館の長寿命化計画としてみよし市子育て支援施設個別施設計画を令和元(2019)年度に策定した。	こども政策課
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により家庭での監護養育が難しい児童を対象に、学校の空き教室などを利用し、保護者が迎えに来るまでの間、支援員のもとで自主活動・遊びを中心とした生活の場所を提供する。 通年利用は、毎週月曜日から金曜日までの開校日。	学校教育課
ファミリーサポート事業	「仕事と育児の両立のために」を目標に「子育てを助けて欲しい」(依頼会員)「子育てのお手伝いをしたい」(援助会員)とされている方が会員となり、お互いに助け合いながら活動する。	保育課
こども・子育て応援事業	こどもの孤立や貧困を防止し、こどもが健やかに育つ環境を整えるために活動する団体に、団体運営に必要な経費を助成する。子育てや育児を応援する企業を「育エールカンパニー」として認定し、公表する。 養育費の取り決めの促進と継続した確保を図るため、対象経費を助成する。	こども政策課
病児病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するために、病気又は病気の回復期にあり集団保育等が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭での育児を行うことが困難な児童を一時的に預かる事業	保育課
教育委員会活動事業	・教育委員会議の開催 定例会(毎月1回) 臨時会(必要に応じて委員長が招集) ・教育委員研修 教育活動に関する先進事例を研修する。	学校教育課

基本目標 I 安心して子育てできるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
みよし市教育振興基本計画推進事業	(1)教育振興基本計画推進委員会を設置し、みよし市教育振興基本計画に基づき、教育施策の推進を図る。 (2)教育振興基本計画を基に効果的な事業の展開を図る。	学校教育課
中小学校体育連盟事業	小中学生の心身の育成、体力の増強及び体育スポーツ活動の振興を図るための大会事業、調査研究事業を実施する。 ・学校体育の研究会、講習会の開催 ・小中学校の体育大会への参加 中学生の夏季大会 西三河支部、県中小体連との連携 諸会議への参加	学校教育課
教育施策推進事業	①児童生徒の「生きる力」を育むために必要な教職員の指導力や資質の向上を図るための研究会に負担金を支払う。また、みよし市立小中学校校長会へ教員研修事業等を委託し、教員の資質向上を図る。 ②図書館システムの整備により、学校図書館利用の充実を図る。	学校教育課
児童生徒交通安全防犯対策事業	交通量、通学人数の多い通学路で、通学路標識、安全のみどり線で自動車等交通車両へ、通学路であることを明示し注意喚起をすることにより、通学時の安全確保をする。	学校教育課
小中学生スポーツ文化芸術活動事業	卒業を控えた小学6年生と中学3年生に、本格的なクラシック音楽の生演奏を聴くことで、音楽の素晴らしさや感動を思い出として残してもらうもの。また、市内全小中学校の児童生徒の作品を一齐に展示して地域住民に鑑賞してもらうことで、地域との繋がりをつくる。	学校教育課
現職教育事業	①教員の職務・職責に必要とされる能力開発を行うための研修の実施、研究事業への支援を行う。 ②ICTを活用した授業や教員を対象とした研修等の支援を実施するICT支援員を配置する。 ③外国人児童生徒への初期の日本語指導や学校への早期適応指導のため初期指導教室を開設する。	学校教育課
みよし市教育センター事業	市内小中学生とその保護者、小中学校教員を対象とした、いじめ、不登校等の学校の諸課題への対応支援、発達や就学に関する教育相談、学校生活において個別の支援が必要な児童生徒に対応する教員の補助者の配置等を総括的に行う。	学校教育課
教育支援事業	児童の小学校入学前に就学予定の小学校で健康診断と知能検査を行う。 医療的ケア児への支援、フリースクール利用者への補助、給食支援金の給付を行う。 本市在住の肢体不自由児が豊田市立豊田特別支援学校へ就学するため、豊田市に応分の協力金を支払う。	学校教育課
小学校保健推進事業	学校保健安全法の規定により、児童と教職員の健康診断を実施する。	学校教育課
小学校管理運営事業	義務教育施設として小学校を管理していくのに必要とな消耗品等の費用を賄い、施設、設備の保全・充実を図る。	学校教育課

基本目標 I 安心して子育てできるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
小学校就学援助事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品等の必要な援助をすることにより、教育機会の均衡を図る。	学校教育課
小学校学習・教育活動事業	児童を恵まれた自然環境の中で、集団生活を通して人間的触れ合いを深めるとともに、自然とふれあい、地域社会への理解を深める。またスポーツ振興センターの災害共済掛金を負担し、児童が学校管理下で負傷等した場合に給付を受けられるようにする。	学校教育課
小学校教科書・指導書・副読本等購入事業	教員が使用する教科書及び指導書並びに児童が使用する教科書以外の教材の一部を購入する。 また、小学3・4年の社会科で地域の学習をするため、副読本「みよし」を作成する。 5年毎又は学習指導要領の改訂にあわせ副読本「みよし」編集委員会を設置し、内容の改訂を行う。	学校教育課
小学校施設整備事業	校舎等の建設や、既存の校舎等に必要な改修を実施する。	学校教育課
中学校保健推進事業	学校保健安全法の規定により、児童と教職員の健康診断を実施する。	学校教育課
中学校管理運営事業	義務教育施設として中学校を管理していくのに必要とな消耗品等の費用を賄い、施設、設備の保全・充実を図る。	学校教育課
中学校就学援助事業	経済的理由により、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品等の必要な援助をすることにより、教育機会の均衡を図るもの。	学校教育課
中学校学習・教育活動事業	生徒を恵まれた自然環境の中で、集団生活を通して人間的触れ合いを深めるとともに、自然とふれあい、地域社会への理解を深める。またスポーツ振興センターの災害共済掛金を負担し、生徒が学校管理下で負傷等した場合に給付を受けられるようにする。	学校教育課
中学校部活動支援事業	部活動の外部指導者を各中学校に配置する。部活動の活性化と指導内容の向上を図る。	学校教育課
中学校教科書・指導書・副読本等購入事業	教員が使用する教科書及び指導書並びに生徒が使用する教科書以外の教材の一部を購入する。	学校教育課
授業支援事業	外国語を理解し表現する能力を養い、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、国際理解を深めることを目的として外国語指導助手を配置する。また、小中学校の運動会及び体育祭の熱中症対策のためテントを借用する。	学校教育課
中学校施設整備事業	老朽化し大規模な改修が必要な校舎、人に優しいまちづくり条例に即した改修が必要な校舎、その他施設の大規模な改修が必要な校舎等に関して、工事等を実施する。	学校教育課

基本目標 I 安心して子育てできるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
学校給食運営事業	安全安心な給食提供のため、給食センターの運営を適正かつ円滑に行い、衛生管理を徹底するために必要な業務を実施する。 ・学校給食センター運営委員会の設置 ・衛生点検及び食器、器具、食材、給食検査の実施 ・給食管理システムの管理及び保守点検 ・腸内細菌検査の実施 等	学校給食センター
給食センター維持管理事業	安全安心な給食を安定的に提供するため、給食センターの施設及び設備の維持管理を行う。 ・食器等の消耗品購入 ・施設及び設備修繕 ・施設及び設備維持管理業務 ・施設改修工事 ・備品更新	学校給食センター
給食配送事業	給食を効率的かつ安定的に配送するため、給食配送業務を実施する。	学校給食センター
給食調理等委託事業	より安価で良質な食材を確保し、安全安心な給食を提供するため、給食の食材調達から調理、配缶、食器等の洗浄、消毒、保管までの業務を委託して実施する。	学校給食センター
給食協会運営補助事業	みよし市補助金等交付規則、みよし市給食協会補助金交付要綱に基づき、みよし市給食協会が管理運営事業に要する費用を補助する。 補助率：補助対象経費の全額	学校給食センター
高等教育修学支援事業	①私立高校等に在籍する生徒をもつ保護者に対し、公立高校との保護者負担の格差是正を図る。 ・1人当たり 12,000円/年 ②低所得世帯で、学力優秀な高校生・大学生に対して、奨学金を支給する。 ・高校生8,000円/月(96,000円/年) ・大学生12,000円/月(144,000円/年)	学校教育課
社会教育委員会運営事業	社会教育委員会から社会教育諸事業に対する提言や助言をいただき、今後の社会教育事業の振興を図る。	生涯学習推進課
青少年補導員活動事業	社会全体の問題の反映ともいえる青少年をめぐる問題の解決には、地域社会全体による、より積極的な健全育成活動、保護育成活動の推進は不可欠である。地域における青少年の非行防止のため、青少年補導員による補導活動を実施する。	こども政策課
青少年健全育成推進協議会等事業	みよし市青少年健全育成推進協議会が主管する青少年健全育成事業(少年の主張・青少年の被害・非行防止に取り組む運動の街頭啓発等)を実施するとともに、地区青少年健全育成推進協議会等に対し補助金を交付する。	こども政策課

基本目標 I 安心して子育てできるまちづくり

事務事業名	事業概要	担当課
20歳の集い事業	「二十歳」を迎えたみよし市の青年を祝うとともに、将来の担い手としての自覚を持ち、社会人として責任ある行動がとれるようみよし市20歳の集いを開催する。みよし市20歳の集い実行委員会は、みよし市20歳の集いのあり方等について、みよし市20歳の集いの企画及び運営などを行う。	学校教育課
地域学校活動推進事業	地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を進めることで地域学校協働活動の充実を図る。	学校教育課